

締切は8月29日（金）

## 大阪大学の「非常勤職員」の雇用期限撤廃に向けた 「アンケート調査」

大阪大学で働く職員（常勤・非常勤・派遣など）のみなさん、  
アンケートにご協力ください

- ★ 個人が特定されることは一切ありませんので、皆さんの率直なご意見をお寄せください。
- ★ ご記入いただいたアンケートは、8ページ(最後のページ)を表に山折してホチキス留めの上、〈学内便〉でお送りください。
- ★ 回答期限は8月29日（金）です。
- ★ アンケート結果は、関西単一労働組合大阪大学分会 HP に掲載します。
- ★ アンケート用紙も、大阪大学分会 HP に掲載しています。  
[阪大分会 HP] <http://handaibunkai.xxxxxxxx.jp/>



2014年8月

◆関西単一労働組合大阪大学分会  
◆大阪大学における労働・雇用のあり方を考える有志  
連絡先（代表）電話：06-6303-0449  
kantanro@ybb.ne.jp

～はじめに～

## 2015年3月末の「長期非常勤職員」雇止め阻止をめざして

私たちは「非常勤職員」の雇用期限の撤廃、そして来年に迫った2015年3月末の「長期非常勤職員」雇止め阻止をめざしています。

大阪大学で急速に拡大した「不安定雇用」によって、常勤・非常勤の皆さんがどういう状況におかれているのかを明らかにするため、緊急のアンケート調査を実施します。今の大阪大学の雇用のあり方に、皆さんがどのように感じ、どういったご意見を持っておられるのかをぜひお聞かせください。

このアンケート結果をもとに、私たちは、大阪大学で働く一人ひとりが誇りを持って生き生きと働ける労働条件・労働環境を実現するために、大学側に要望や提案をおこなっていきたくと考えています。

## 事務系職員の3人に2人が“非正規雇用”です

皆さん、ご存知ですか？ 現在、大阪大学では、事務系職員全体では、1,000名弱の「常勤職員（期限なしの正規雇用）」に対し、雇用期限を付された「非常勤職員」や「特任職員」が2,000名を超え、なんと、事務系職員の3人に2人が、期限がきたら次々と首を切られていく“非正規雇用”で雇われているのです。

2004年法人化の際に、大阪大学はそれまで実質的に雇用期限を設けていなかった非常勤職員に対し更新可能年数を6年とする「短期雇用制度」をつくりました。さらに、2013年4月実施の労働契約法「改正」※への対策（！？）として更新可能年数を6年から5年に短縮する措置を講じました。

そして、来年2015年3月末には、法人化前から働き続けているベテランの「長期非常勤職員」約170名を、他の「短期雇用」の非常勤職員との「異なる取扱いを解消する」との理由で一斉雇止めという暴挙にでているのです。

※労働契約法の「改正」……1回以上更新し、通算5年以上働いた有期雇用労働者は、申し出により無期雇用契約（期間の定めのない雇用契約）に転換できるとした改正

## 「非正規」職員問題は「常勤職員」問題でもあります

現在の大阪大学の労働現場では、事務補佐員、特任事務職員、派遣職員等々、身分・労働条件が異なる非正規職員が増え続けています。

その結果、「常勤職員」の働き方もより過酷になってきているのではないのでしょうか。

「非正規」職員問題は、ともに働く「常勤職員」の“労働環境”をも蝕む重大な問題であると私たちは捉えています。



## 雇用の原則は“無期雇用”

### ——人を育てる機関である大学に、人を使い捨てる「雇用期限」は必要ありません

教育機関としての大学は、教育・研究を通して人を育て社会に送り出す使命をもっています。現在の不安定雇用の拡大・就職難のきびしい社会情勢のもと、大学は、学生の就職指導にも一層の尽力を求められています。しかし、大阪大学は、その社会情勢に迎合する「短期雇用制度」を拡大していき、「非常勤職員」等の非正規職員の使い捨てによって利を得る政策をとり続けています。

そもそも、雇用の原則は“無期雇用”です。雇う側の都合で職場にとって必要のない「雇用期限」はあってはなりません。昨年、徳島大学では労働組合と大学当局との交渉の結果、2013年4月実施の労働契約法の「改正」にあわせて、有期雇用職員の雇用期限（契約更新回数の上限）を撤廃し、約1,000名が“無期雇用”となりました。

大阪大学が推し進めようとしている非正規雇用の「短期雇用化」の徹底は、決して全国の大学がめざしている姿ではないのです！そして大阪大学で働く教職員の一人ひとりが望む姿でもないはずです。



### ～ぜひ以下の「アンケート調査」にご協力お願いします～

- 設問はA～Kです。
- 選択項目については各番号に○を、記述式項目については空欄に記述をお願いします。
- 最後(7ページ)に「自由記述欄」を設けました。自由にご記入ください。

#### 【すべての方におたずねします】

#### A あなたのことにしておたずねします

- 問1 性別 1. 男 2. 女
- 問2 年齢 1. 20代 2. 30代 3. 40代 4. 50代 5. 60代～
- 問3 職種 1. 事務系 2. 図書系 3. 医療系 4. 技術系  
5. その他 ( )
- 問4 身分 1. 長期非常勤職員（法人化前から継続して働いている非常勤職員）  
2. 短期非常勤職員（法人化後採用された非常勤職員）  
3. 特任職員（雇用期限のある常勤職員）  
4. 正規職員（雇用期限のない常勤職員）  
5. その他 ( )
- 問5 労働時間 ( ) 時間/週
- 問6 2014年8月現在の勤続年数 ( ) 年 ( ) ヶ月
- 問7 雇用期限 1. あり →設問 B(4ページ)へ進んでください  
2. なし →設問 G(6ページ)へ進んでください

**【雇用期限のある職員におたずねします】**

**B あなたの業務についておたずねします**

問8 あなたが担当している業務は

1. 臨時的・一時的な業務である
2. 恒常的な業務である
3. その他 ( )

問9 正規職員と比べて、あなたが担当している仕事は

1. 補助的である
2. ある程度同じである
3. 同じである
4. 正規職員以上である
5. 比較できる正規職員がない

問10 大阪大学での年収(税込)はどのくらいですか

1. 80万円以下
2. ~100万円
3. ~130万円
4. ~150万円
5. ~200万円
6. ~250万円
7. ~300万円
8. 301万円以上

問11 担当する業務内容や業務量に対して、自分の賃金をどう思いますか

1. 高い
2. 妥当な金額である
3. 低い

**C 生活実態についておたずねします**

問12 独立生計ですか

1. はい
2. いいえ

問13 扶養家族はいますか

1. はい
2. いいえ

問14 結婚していますか

1. はい
- 共働きですか a. はい b. いいえ

2. いいえ

問15 阪大以外でも働いていますか

1. はい ( ) 時間/週

2. いいえ

問16 今の経済的な生活実態について

1. かなり厳しい
2. やや厳しい
3. 困ってはいない
4. ゆとりがある
5. その他 ( )

**D あなたの考えをおたずねします**

問17 大阪大学における3年・5年・6年等の雇用期間の制限についてどう思いますか

1. 雇用期限を撤廃して欲しい
2. このままでいい
3. 延ばして欲しい ( ) 年
4. その他 ( )

問18 待遇で改善して欲しいことはありますか(複数回答可)

1. 雇用期限を撤廃して欲しい
2. 低賃金を改善して欲しい
3. 正規職員と同等の賃金(均等待遇)にして欲しい
4. 通勤費を実費支給して欲しい
5. 週30時間以上働きたい
6. 正規職員と同様の研修に参加したい
7. 異動の希望に応じて欲しい
8. その他 ( )

**【長期非常勤職員におたずねします】**→それ以外の方は設問 K(7 ページ)へ進んでください

**E 雇用契約についておたずねします**

問19 これまで雇用契約は何年でしたか

1. 1年      2. 2年      3. 3年      4. その他 (      ) 年

問20 現在の雇用契約で更新の可能性は    1. あり      2. なし

「あり」の方はどのような内容の更新か、差し支えなければお答えください

**F 「特例職員制度導入に伴う今後の雇用について（お知らせ）」についておたずねします**

問21 2009年10月「お知らせ」以前に「定年まで働ける」と思っていましたか

1. はい      2. いいえ    →問24へ

問22 問21で「1」と答えた方におたずねします

その理由は何ですか

1. 直接、聞いた  
2. 配布物等で読んだ      →それは何ですか (      )  
3. 既に長く働いていたので、当然、働き続けられると思っていた  
4. 周囲がそう認識していた  
5. その他 (      )

問23 問22で「1」と答えた方におたずねします [それ以外の方は問24へ進んでください]

いつ頃、どのような状況で、誰から聞きましたか

差し支えなければ、話の内容をお書きください

問24 特例職員採用試験を受けたことがありますか

1. ある      →設問 K(7 ページ)へ進んでください  
2. ない

問25 問24で「2」と答えた方におたずねします

受けない理由は何ですか（複数回答可）

1. 現在の勤務時間数（週30時間以下）でしか働けない  
2. 現在の勤務場所・職場で働きたい  
3. 現在の職種で働きたい  
4. 経験が活かせない  
5. 試験によって選別されることに納得できない  
6. その他 (      )

→設問 K(7 ページ)へ進んでください

## 【(雇用期限のない) 正規職員の方におたずねします】

### G あなたの周りの非常勤職員についておたずねします

問26 あなたの周りの非常勤職員は主にどのような業務に従事していますか

1. 臨時的・一時的な業務
2. 恒常的な業務

問27 あなたから見て、非常勤職員の仕事内容は

1. 正規職員の補助的なものである
2. 正規職員とある程度同じである
3. 正規職員と同じである

問28 法人化後、非常勤職員に雇用期限が付けられ、経験者が継続雇用されなくなっています。その結果、正規職員に不都合は生じていませんか(複数回答可)

1. 業務量が増えた
2. 業務範囲が増えた
3. 新任者の指導業務が増加し、通常業務に支障をきたしている
4. 不都合な点はない
5. その他( )

### H 長期非常勤職員に対する「特例職員制度導入に伴う今後の雇用について(お知らせ)」についておたずねします

この「お知らせ」とは…

2009年10月に長期非常勤職員約400名に出された通知。特例職員制度(試験によって一部を準正規職員にする制度。現在のところ約80名のみ採用)を導入し、特例職員にならない・なれない人は2015年3月末で雇止め(解雇)することを決めたもの。

問29 この「お知らせ」以前に長期非常勤職員が「定年まで働ける」と思っていましたか

1. はい
2. いいえ
3. 2009年当時在籍していなかったので分からない

問30 問29で「1」と答えた方におたずねします[それ以外の方は設問K(7ページ)へ進んでください] その理由は何ですか[複数回答可]

1. 直接、聞いた
2. 配布物等で読んだ → それは何ですか( )
3. 既に長く働いていたので、当然、働き続けられると思っていた
4. 周囲がそう認識していた
5. その他( )

問31 問30で「1」と答えた方におたずねします[それ以外の方は設問K(7ページ)へ進んでください] いつ頃、どのような状況で、誰から聞きましたか

--

差し支えなければ、話の内容をお書きください

--

→設問K(7ページ)へ進んでください

**【すべての方におたずねします】**

**K** あなたの考えをおたずねします

問32 阪大は、2009年10月に突然、長期非常勤職員を2015年3月末で雇止め（解雇）すると通知しました。長年継続雇用してきた職員をこんな簡単に雇止めすることは不当であると私たちは考えています。このような阪大の雇用政策についてどう思いますか

**【自由記述欄】**

設問は以上です。

お忙しい中、アンケートにご協力いただきありがとうございました。

アンケートは、8ページ(最後のページ)を表に山折してホチキス留めの上、  
〈学内便〉でお送りください。

今後ともご支援をよろしく申し上げます。



締切は8月29日（金）

---

山折り

学内便

吹田キャンパス

人間科学研究科 図書室 石橋 行